１　日 本 農 業 経 営 学 会 会 則

第１章　総　則

第１条　本会は，日本農業経営学会と称する。

第２条　本会は，茨城県つくば市観音台３丁目１番３号（農研機構 観音台東第２本館内 中日本農業研究センター経営支援研究部内）に置く。

第３条　本会は，必要に応じ，地方支部を設けることができる。支部設立にあたっては，別に定めた支部設立要件を満たす必要がある。

第２章　目的及び事業

第４条　本会は，農業経営に関する理論及びその応用を研究し，もって学術・文化ならびに農業経営の発展に寄与することを目的とする。

第５条　本会は，前条の目的を達成するため下記の事業を行う。

１.研究発表会，学術講演会などの開催。

２.機関誌及び学術図書などの発行。

３.学術の進展発展に貢献した者の表彰。

４.その他目的を達成するために必要な事業。

第３章　会　員

第６条　本会の趣旨に賛同するものをもって会員とする。会員はこれを分けて正会員，学生会員，期限付き学生会員，特別会員，賛助会員とする。正会員及び学生会員，期限付き学生会員の入会にあたっては，会員の推薦に基づき，理事会の承認を得るものとする。

第７条　正会員は，農業経営に関する学識経験を有する者及び実務経験者，指導者で，本会の目的に賛同し，年会費を納入するものとする。

第８条　学生会員は，大学またはこれに準ずる学校に在籍し，会費を納める学生（大学院生を含む）とする。ただし，恒常的な職業を持つ大学院社会人学生は，学生会員に含まない。学生会員は毎年度，会員資格の更新を申請しなければならない。

第９条　新規に入会する学生会員は，「期限付き学生会員」とする。学会が定める期間を経過後は，本人の申告により「学生会員」となることができる。

第 10 条　特別会員は，本会に功績のあった正会員で理事会の推薦した者とする。特別会員は会費を免除する。

第 11 条　賛助会員は，本会を賛助する機関，団体で，理事会の推薦を受けるものとし，会費を納入する。

第 12 条　会費を納めない者，及び本会の運営に著しく不都合な事態を生ぜしめた者は，理事会の議を経て除名される。

第４章　役　員

第 13 条　本会に会長（１名），副会長（４名）ならびに理事，監事を置く。理事及び監事は総会において選任されるものとする。理事会は会長，副会長を互選し，会員に報告するものとする。役員の任期は１期２ヶ年とし，重任は２期を越えないものとする。

第 14 条　会長は会務を総理し，本会を代表する。副会長は会長を補佐し，会長に事故あるときはこれを代理する。本会の企画及び会務遂行のため，常任理事会を置く。常任理事は，理事の中から会長が委嘱する。また，会長が必要と認めた場合には，会長指名の理事を置くことができる。

第５章　会議及び委員会

第 15 条　通常総会は，毎年１回，会計年度終了後会長が召集する。なお，会長及び理事会が必要と認めたときは，会長は，臨時総会を召集することができる。

第 16 条　総会は，本会の事業報告，決算報告，監査報告，役員の選任，事業計画及び予算の決定，特別会員の推挙，その他，会員及び理事会において必要と認める案件について承認または審議決定を行う。

第 17 条　総会の議事は，出席者の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

第 18 条　理事会は，会長が召集する。なお，日程的都合等により理事会の開催が困難であると会長が判断した場合は，電子メールにて会議を開催し，審議を行うことができる。
第 19 条　理事会は，委任状を含め，理事現在数の２分の１以上の出席，電子メールの際は２分の１以上の参加がなければ会議を開き，決議することができない。
第 20 条　本会は，理事会の決定に基づいて会務遂行に必要な委員会を設置することができる。

第６章　会　計
第 21 条　本会の事業遂行のために一般会計を設ける。
第 22 条　本会の事業遂行に要する費用は，会費，寄付金，雑収入などをもってあてる。
第 23 条　会費の金額は予算案とともに総会の議を経て決定するものとする。会費には，正会員会費，学生会員会費，期限付き学生会員，購読会員会費，賛助会員会費の別を設ける。
第 24 条　特別会計を設けることができる。
第 25 条　本会の収支決算は，毎会計年度終了とともに速やかに監事の監査を経て，理事会及び総会に提出し，承認を得なければならない。
第 26 条　本会の会計年度は，毎年８月１日から翌年７月末までとする。
第 27 条　会計の執行については，別に執行要領を定める。

第７章　会則の変更
第 28 条　会則の改正は，総会の議を経て決定するものとする。

1. この会則は，昭和 58 年 10 月 22 日に制定し同日から施行するものとする。
2. 会則の一部を昭和 63 年 10 月 05 日から改正する。
3. 会則の一部を平成 02 年 10 月 13 日から改正する。
4. 会則の一部を平成 03 年 10 月 05 日から改正する。
5. 会則の一部を平成 04 年 10 月 16 日から改正する。
6. 会則の一部を平成 05 年 10 月 15 日から改正する。
7. 会則の一部を平成 07 年 10 月 07 日から改正する。
8. 会則の一部を平成 11 年 10 月 23 日から改正する。
9. 会則の一部を平成 13 年 10 月 20 日から改正する。
10. 会則の一部を平成 14 年 10 月 12 日から改正する。
11. 会則の一部を平成 15 年 10 月 04 日から改正する。
12. 会則の一部を平成 19 年 09 月 14 日から改正する。
13. 会則の一部を平成 25 年 09 月 21 日から改正する。
14. 会則の一部を平成 27 年 09 月 11 日から改正する。
15. 会則の一部を平成 28 年 09 月 16 日から改正する。
16. 会則の一部を平成 29 年 09 月 15 日から改正する。
17. 会則の一部を令和 02 年 09 月 25 日から改正する。
18. 会則の一部を令和 03 年 09 月 18 日から改正する。
19. 会則の一部を令和 03 年 11 月 15 日から改正する。
20. 会則の一部を令和 04 年 09 月 09 日から改正する。
21. 会則の一部を令和 05 年 09 月 09 日から改正する。
22. 会則の一部を令和 08 年 09 月 12 日から改正する。

２　日本農業経営学会役員選出規程

第１条　この規程は，会則 13 条に基づき役員の選出方法等について定める。
第２条　理事の定数は 32 名とする。その内訳は地域割８名，会員数及び職域を考慮した比例割 21 名，事務局担当３名とする。ただし，会長指名の理事は定数外とする。監事の定数は２名とする。
第３条　理事会の委嘱する地域ごとの理事候補者推薦委員長は，推薦委員会を設置し，同委員会が定める方法を用いて，付表に示す定数相当の理事候補者を選出する。ただし，役員再任の可能性があるときは２期４年を限度として候補者を選出する。なお，理事立候補の意志を有する会員は，同委員会にその意志を届け出ることができる。
２．同委員長は，理事会が定める期日までに理事候補者の選出結果を事務局に報告する。
３．付表に示す比例配分定数が地域別会員数から算出した値と著しく乖離したと会長が判断した場合には，比例配分定数の見直しを行う。

第４条　監事候補者は，常任理事会の推薦により，関東・東京地域内の会員から選出され，理事会の承認を得て決定する。
第５条　転勤等により理事・監事に欠員が生じ，会長が必要と判断した場合，理事会は新理事・監事を選出し，後日，総会で承認を受けることとする。ただしその任期は前任者の残余期間とする。
第６条　会長は理事の投票とし，過半数の得票により，これに達しないときは上位二者による決選投票により選出される。また，副会長は，単純連記制による投票とし，得票数の上位四者が選出される。
第７条　会長は副会長と協議の上，各地域選出の理事の中から１名ずつを選び，事務局を担当する理事とあわせて常任理事を委嘱し，理事会に報告する。
第８条　本規程の改廃は，理事会で決定し，総会に報告するものとする。

1. 本規程は平成 07 年 10 月 07 日から施行する。
2. 規程の一部を平成 14 年 10 月 11 日から改正する。
3. 規程の一部を平成 18 年 10 月 21 日から改正する。
4. 規程の一部を平成 25 年 09 月 21 日から改正する。
5. 規程の一部を平成 27 年 09 月 11 日から改正する。
6. 規程の一部を平成 30 年 09 月 01 日から改正する。
7. 規程の一部を令和 03 年 09 月 18 日から改正する。
8. 規程の一部を令和 04 年 03 月 12 日から改正する。
9. 規程の一部を令和 05 年 09 月 08 日から改正する。

付表

	北海道	東北	関東*1	東京	中部*2	近畿	中四国	九州	事務局	合計
地域割	1	1	1	1	1	1	1	1		8
比例配分	2	2	5	4	2	2	2	2		21
事務局									3	3
計	**3**	**3**	**6**	**5**	**3**	**3**	**3**	**3**	**3**	**32**

***1東京を除く。**
***2北陸、東山、東海。**

３　日本農業経営学会会費未納者の除名に関する規程

第１条　会則第 12 条に規定された会費を納めない者を除名する場合，この規程に基づくものとする。
第２条　会費未納者に対し事務局は毎年２回の督促を行うものとする。その上でなお３ヶ年滞納した場合は脱会者として扱い除名する。
第３条　会員の除名は会計年度末をもって処理し，理事会で決定する。
第４条　本規程の改廃は，理事会で決定し，総会に報告するものとする。
付　則　前年度の会費未納者に対して，それが確認された２年後７月末以降の会誌発送は停止する。
付則２　除名扱いになった者が再入会をする場合には，当該年を含む３カ年分の会費を納入し，誓約書を提出し，理事会の承認を得なければならない。

1. 本規程は昭和 58 年 10 月 22 日に制定し，同日から施行する。
2. 規程の一部を平成 19 年 09 月 12 日から改正する。
3. 規程の一部を平成 27 年 09 月 11 日から改正する。

４　日本農業経営学会功労者表彰規程

第１条　会則第５条第３項に基づきこの規程を置く。

第２条　本会は 65 歳を越えた正会員のうち農業経営研究に大きく貢献し，また本会の発展に尽くした会員に対し，その功労を表彰し，会則第 10 条の規程に基づき特別会員に推薦する。
第３条　功労者推薦の決定は理事会で行い，総会において推挙する。
第４条　本規程の改廃は，理事会で決定し，総会に報告するものとする。

1. 本規程は昭和 58 年 10 月 22 日に制定し，同日から施行する。
2. 規程の一部を平成 25 年 09 月 21 日から改正する。
3. 規程の一部を平成 28 年 09 月 15 日から改正する。

５　日本農業経営学会編集委員会規程

第１条　会則第 20 条の規程に従い，機関誌農業経営研究を発行するため編集委員会及び常任編集委員会を設け，また，この規程を定める。
第２条　会長は理事会の議を経て，常任理事の中から編集委員長及び編集担当を，また会員の中から編集委員若干名を選び，それぞれを委嘱し，総会に報告する。編集委員長は副会長の一人がこれに当たる。
第３条　編集委員は 20 名以内とする。編集委員長は常任理事会の議を経て編集委員の中から 10 名以内の常任編集委員を指名する。
第４条　常任編集委員会が必要と認める場合は，常任編集委員の中から１名の編集委員長代理を選出する。編集委員長代理は編集委員長に代わり，その任に当たる。
第５条　編集委員の任期は２年とする。ただし，再任を妨げない。常任編集委員は，原則として毎年半数交替とする。
第６条　編集委員会は原則として年１回総会を開催し編集方針，編集計画等を審議決定する。
第７条　編集委員は投稿原稿の審査及び，斡旋など，学会誌発行に必要な業務を分担する。
第８条　常任編集委員会は必要に応じ随時開催し投稿原稿の受理の決定，その他学会誌編集を円滑に行うための事項を処理する。
第９条　学会誌の編集規程については別に定める。
第 10 条　本規程の改廃は，理事会で決定し，総会に報告するものとする。

1. 本規程は昭和 58 年 10 月 22 日から施行する。
2. 規程の一部を昭和 63 年 10 月 05 日から改正する。
3. 規程の一部を平成 07 年 10 月 06 日から改正する。
4. 規程の一部を平成 11 年 10 月 23 日から改正する。
5. 規程の一部を平成 16 年 07 月 15 日から改正する。
6. 規程の一部を平成 20 年 09 月 10 日から改正する。
7. 規程の一部を平成 25 年 09 月 21 日から改正する。
8. 規程の一部を平成 27 年 09 月 11 日から改正する。
9. 規程の一部を令和 03 年 03 月 21 日から改正する。
10. 規程の一部を令和 03 年 09 月 11 日から改正する。

６　「農業経営研究」編集規程

第１条　この規程は，会則第５条２に基づき，機関誌の発行について定める。
第２条　本誌は年４回発行する。発行月は４月，７月，10 月，１月とする。
第３条　本誌の掲載内容はシンポジウム論文・シンポジウム報告・総説・研究論文・技術論文・報告論文・翻訳論文・実践記録・研究動向・誌上討論・用語解説・書評・図書紹介・資料紹介・その他をもって構成する。なお，これらに必要な投稿要領・審査要領は別に定めるものとする。
第４条　本誌は会員からの投稿原稿と依頼原稿から成る。投稿原稿は，投稿要領に従って作成され，審査要領に基づいて複数の審査員による審査を経て受理されたものが掲載される。依頼原稿は，編集委員長が会員等に執筆を依頼し，複数の審査員による審査を経て受理されたものが掲載される。シンポジウム論文・シンポジウム報告・総説・誌上討論・書評・図書紹介・資料紹介は依頼原稿とする。
第５条　研究大会シンポジウム特集号（原則として４月号）は，シンポジウム論文（依頼原稿），討論の要約等を掲載する。また，個別報告の報告論文については，原則として７月号，10 月号

及び１月号に掲載する。
第６条　研究論文・技術論文・報告論文・翻訳論文の投稿者は，刊行費の一部として，農業経営研究投稿要領に定める掲載料を負担する。
第７条　投稿原稿が投稿要領に規定したページ数を超過することを，常任編集委員会がとくに認めた場合には，それにともなう経費は著者の実費負担とする。
第８条　英文タイトルおよび英文サマリーは，常任編集委員会の責任において決定する。
第９条　本規程の改廃は，編集委員会で決定し，理事会の承認を受け，総会に報告するものとする。

1. 本規程は昭和 58 年 10 月 22 日から施行する。
2. 規程の一部を昭和 63 年 10 月 05 日から改訂する。
3. 規程の一部を平成 07 年 10 月 06 日から改訂する。
4. 規程の一部を平成 08 年 07 月 20 日から改訂する。
5. 規程の一部を平成 12 年 02 月 01 日から改訂する。
6. 規程の一部を平成 16 年 07 月 15 日から改訂する。
7. 規程の一部を平成 21 年 09 月 20 日から改訂する。
8. 規程の一部を平成 22 年 09 月 16 日から改訂する。
9. 規程の一部を平成 25 年 09 月 21 日から改正する。
10. 規程の一部を平成 27 年 09 月 11 日から改正する。
11. 規程の一部を令和 04 年 03 月 12 日から改正する。
12. 規程の一部を令和 04 年 09 月 09 日から改正する。
13. 規程の一部を令和 05 年 03 月 26 日から改正する。

７　日本農業経営学会図書編集委員会規程

第１条　会則第 20 条の規程に従い，学術図書を刊行するための編集委員会を設け，またこの規程を定める。
第２条　会長は理事の中から編集委員長を，また会員の中から編集委員若干名を選び，理事会に報告する。
第３条　編集委員の任期は２年とする。ただし，再任を妨げない。
第４条　編集委員は学術図書の編集など，図書刊行に必要な業務を分担する。
第５条　編集委員会は必要に応じ随時開催し，学術図書の編集を円滑に行うための事項を処理する。
第６条　本規程の改廃は，理事会で決定し，総会に報告するものとする。

1. 本規程は令和 02 年 09 月 25 日から施行する。

８　日本農業経営学会賞表彰規程

第１条　この規程は，会則第５条第３項に基づき農業経営研究上の顕著な業績を表彰することについて定める。
第２条　日本農業経営学会賞は以下の４種とする。
１．学術賞
　本学会に５年以上継続して在籍している会員（学生会員，購読会員，賛助会員を除く）または同じ条件を満たす会員を代表とする共同研究のグループによる著作または論文であって，農業経営研究に対して学術上著しい貢献の認められるものを対象とする。ただし，共同研究のグループが受賞者となる場合は，賞の名称を共同研究学術賞とする。
２．奨励賞
　本学会に３年以上在籍し，表彰年の４月末現在で満 40 歳以下の会員（購読会員，賛助会員を除く）による著作または論文であって，農業経営研究に対して学術上著しい貢献が認められ，かつ，当該会員の将来の発展が期待されるものを対象とする。
３．学会誌賞
　本学会の会員（購読会員，賛助会員を除く）を筆頭著者とする本学会会誌掲載論文であっ

て，農業経営研究に対して学術上著しい貢献の認められるものを対象とする。

４．実践賞

原則として農業経営または民間部門における農業経営支援に関わる事業の実践であって，農業経営研究の発展に対して顕著な貢献の認められるものを対象とする。

第３条　会則第 20 条に基づいて学会賞選考委員会，学会誌賞選考委員会及び実践賞選考委員会を設ける。

第４条

１．学術賞・奨励賞の表彰の対象となる著作・論文は学会賞選考委員会が選定し，理事会の承認を得るものとする。

２．学会誌賞の表彰の対象となる論文は学会誌賞選考委員会が選定し，理事会の承認を得るものとする。

３．実践賞の表彰の対象となる実践は実践賞選考委員会が選定し，理事会の承認を得るものとする。

４．学会賞の表彰は総会において行う。

第５条　学会賞選考委員会細則，学会誌賞選考委員会細則及び実践賞選考委員会細則については別途定める。

第６条　本規程の改廃は，理事会で決定し，総会に報告するものとする。

1. 本規程は昭和 58 年 10 月 22 日から施行する。
2. 規程の一部を平成 07 年 10 月 06 日から改正する。
3. 規程の一部を平成 09 年 10 月 18 日から改正する。
4. 規程の一部を平成 14 年 10 月 11 日から改正する。
5. 規程の一部を平成 15 年 04 月 01 日から改正する。
6. 規程の一部を平成 16 年 07 月 15 日から改正する。
7. 細則の一部を平成 25 年 09 月 21 日から改正する。
8. 規程の一部を平成 27 年 09 月 11 日から改正する。
9. 規程の一部を令和 08 年 03 月 22 日から改正する。

９　日本農業経営学会倫理規程

第１条　この規程は，本会における学会活動に係る不正行為等の防止ならびに不正行為等が生じた場合の対応について必要な事項を定める。

第２条　この規程において「学会活動」とは，本会が実施する事業の運営に必要なすべての行為をいう。

２．この規程において「不正行為等」とは，故意または会員としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる，次に掲げる行動規範に反する行為をいう。

(1) 学会活動において，常に正直で誠実な判断や行動を行い，自らの専門的な知識・能力・技芸の維持向上に努め，社会からの信頼と負託を損なわないように，適切に行動する。

(2) 学会活動において，自らの研究の意義と役割を積極的に説明し，その研究が人間，社会，環境に及ぼす影響を，中立性・客観性をもって公表するとともに，社会との建設的な対話を築くように努める。

(3) 学会活動において，自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において誠実に行動する。

(4) 学会活動において，研究・調査データの記録保持や厳正な取扱いを徹底し，捏造，改竄，盗用などの不正行為を行わず，また加担しない。

(5) 学会活動において，共同研究者，研究協力者，研究支援者の人格や人権を尊重し，不当な取り扱いや不利益を被らせないよう，十分に配慮する。

(6) 学会活動において，他者の成果を適切に批判するとともに，自らの成果に対する批判には謙虚に耳を傾け，誠実な態度で意見を交える。

(7) 学会活動において，他者の業績を正当に評価し，名誉や知的財産権を尊重する。

(8) 学会活動において，法令や関係規則，各種の研究倫理に対するガイドラン等を遵守する。

(9) 学会活動において，人種，ジェンダー，地位，思想・信条，宗教などによって個人を差別せず，個人の自由と人格を尊重する。

(10) 学会活動において，個人と組織，あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分な注意を払い，公共性に配慮しつつ適切に対応する。
(11) 学会活動において，優越的な関係を背景に，適正な範囲を超えた言動をしない。
(12) 役員や各種委員など，本会の企画や会務を遂行する会員は，公正を旨とした学会運営を執り行う。

第３条　会員は，不正行為等を犯さないように学会活動に当たらなければならない。

第４条　理事会は，不正行為等が発生し，その調査が必要と判断した際に，会則第 20 条に基づいて，それを付託する学会倫理委員会（以下，倫理委員会）を設置できる。

第５条　理事会は，倫理委員会からの報告を踏まえて，調査対象者に対して次に掲げる対応方針を決定する。
(1) 会則第 12 条に基づく除名と所属機関への認定結果等の通知
(2) 学会報告と学会誌投稿の停止処分と所属機関への認定結果等の通知
(3) けん責と所属機関への認定結果等の通知
(4) 注意
(5) 不問

２．理事会は，不正行為等の認定結果とそれに伴う対応方針を，速やかに調査対象者へ書面で通知する。

第６条　調査対象者は，通知された内容に不服がある時は，当該通知を受けた日から起算して 14 日以内に書面で理事会に対して不服申立てができる。

第７条　不服申立てがあった時，その内容が認定結果に対するものであれば，理事会は，倫理委員会へ不服申立ての内容の検討と再調査を付託する。

２．不服申立ての内容が対応方針に対するものであれば，理事会は，不服申立ての内容を検討し，必要に応じて，その根拠となった認定結果について，倫理委員会へ再調査を付託する。

第８条　調査の結果，不正行為等の事実が認定されず，調査対象者の学会活動への支障または名誉棄損等が発生した時は，その正常化または回復のために必要な措置をとらなければならない。

第９条　倫理委員会細則については別途定める。

第 10 条　本規程の改廃は，理事会で決定し，総会に報告するものとする。

1. 本規程は令和 04 年 09 月 09 日から施行する。

10　日本農業経営学会大会開催規程

第１条　この規程は，会則第５条第１項に基づき大会開催について定める。

第２条　大会は年１回とし，シンポジウムと個別研究発表会及びその他を併せて行う。

第３条　大会の企画，開催は理事会または常任理事会の議を経て決定し，開催日の２ヶ月以前に会員に通知する。

第４条　本規程の改廃は，理事会で決定し，総会に報告するものとする。

1. 本規程は昭和 58 年 10 月 22 日から施行する。
2. 規程の一部を平成 08 年 07 月 20 日から改正する。
3. 規程の一部を平成 25 年 09 月 21 日から改正する。

11　日本農業経営学会賞選考委員会細則

第１条　この細則は，日本農業経営学会賞表彰規程第５条に基づき，学会賞選考委員会（以下，選考委員会）の構成並びに学術賞及び奨励賞の受賞者の選定について必要な事項を定める。

第２条　選考委員会は，選考委員会委員長（以下，選考委員長）と選考委員会委員（以下，選考委員）６名の計７名で構成される。会長は理事会の議を経て正会員の中から選考委員を委嘱する。選考委員会委員長は副会長のひとりがこれに当たる。

第３条　選考委員の任期は２ヶ年とする。

第４条　選考委員長は総会の前までに選考の結果を，その理由を付して，会長に報告しなければならない。当該報告が口頭によるものである場合には，後日速やかに文書で提出しなければな

らない。
第５条　会長は選考委員長の報告を理事会にはかり，理事の過半数の賛成を得たものを受賞者と決定する。
第６条　正会員は受賞候補者を推薦することができる。
第７条　受賞候補者を推薦しようとする者は，受賞候補者の所属機関，職名，氏名，略歴，著作または論文の題目，および業績の内容を記入した推薦理由書（2000 字以内）を，候補となる著作または論文とともに選考委員会に提出しなければならない。
第８条　学術賞及び奨励賞の対象となる業績は，当該表彰年の前５ヶ年以内に刊行された学術書及び同じく前５ヶ年以内に本学会会誌に掲載された論文を含む一連の業績とする。
第９条　本細則の改廃は，理事会で決定し，総会に報告するものとする。

1. 本細則は昭和 59 年 10 月 16 日から施行する。
2. 細則の一部を平成 02 年 04 月 06 日から改正する。
3. 細則の一部を平成 05 年 10 月 15 日から改正する。
4. 細則の一部を平成 06 年 10 月 13 日から改正する。
5. 細則の一部を平成 14 年 10 月 11 日から改正する。
6. 細則の一部を平成 16 年 07 月 15 日から改正する。
7. 細則の一部を平成 24 年 03 月 28 日から改正する。
8. 細則の一部を平成 25 年 09 月 21 日から改正する。
9. 細則の一部を平成 28 年 09 月 15 日から改正する。
10. 細則の一部を平成 29 年 09 月 14 日から改正する。
11. 細則の一部を令和元年 09 月 06 日から改正する。
12. 細則の一部を令和 03 年 09 月 11 日から改正する。

12　日本農業経営学会学会誌賞選考委員会細則

第１条　この細則は，日本農業経営学会賞表彰規程第５条に基づき，学会誌賞選考委員会（以下，選考委員会）の構成並びに学会誌賞の受賞者の選定について必要な事項を定める。
第２条　会長は選考委員会委員（以下，選考委員）として常任編集委員並びに必要に応じて編集委員若干名を委嘱する。選考委員会委員長（以下，選考委員長）は編集委員長がこれに当たる。ただし，候補論文の執筆者は選考委員から除外する。
第３条　選考委員の任期は編集委員の任期に従う。
第４条　選考委員長は総会の前までに選考の結果を，その理由を付して，会長に報告しなければならない。当該報告が口頭によるものである場合は，後日速やかに文書で報告を提出しなければならない。
第５条　会長は選考委員長の報告を理事会にはかり，過半数の賛成を得たものを受賞者として決定する。
第６条　学会誌賞の対象となる業績は，表彰の行う年度の前年度の「農業経営研究」第１号から第４号までに掲載された「研究論文」と「シンポジウム論文」とする。
第７条　本細則の改廃は，日本農業経営学会学会誌賞選考委員会で決定し，理事会で承認を得た上で総会に報告するものとする。

1. 本細則は平成 14 年 10 月 11 日から施行する。
2. 細則の一部を平成 17 年 07 月 16 日から改正する。
3. 細則の一部を平成 25 年 09 月 21 日から改正する。

13　日本農業経営学会実践賞選考委員会細則

第１条　この細則は，日本農業経営学会賞表彰規程第５条に基づき，実践賞選考委員会（以下，選考委員会）の構成並びに実践賞の受賞者の選定について必要な事項を定める。
第２条　選考委員会は，選考委員会委員長（以下，選考委員長）と選考委員会委員（以下，選考委員）６名の計７名で構成される。会長は理事会の議を経て正会員の中から選考委員を委嘱する。選考委員会委員長は会長の指名により，常任理事のひとりがこれに当たる。
第３条　選考委員の任期は２ヶ年とする。

第４条　選考委員長は総会の前までに選考の結果を，その理由を付して，会長に報告しなければならない。当該報告が口頭によるものである場合には，後日速やかに文書で提出しなければならない。
第５条　会長は選考委員長の報告を理事会にはかり，理事の過半数の賛成を得たものを受賞者と決定する。
第６条　正会員は受賞候補者を推薦することができる。
第７条　会長は理事の中から実践賞の推薦委員若干名を委嘱することができる。推薦委員は選考委員長の求めに応じて，実践賞の受賞候補者を推薦することができる。
第８条　受賞候補者を推薦しようとする者は，受賞候補者の住所または所在地，氏名または組織名，略歴，実践の名称，2000 字以内に要約された実践の内容及び農業経営研究への貢献を記入した推薦理由書を，実践の内容及び農業経営研究への貢献を証する記録・公刊物またはこれに代わる資料とともに選考委員会に提出しなければならない。
第９条　実践賞の選考にあたっては，推薦理由書，当該実践の内容及び農業経営研究への貢献を証する記録・公刊物またはこれに代わる資料について審査を行う。ただし，実践の内容を証する記録・公刊物等は受賞候補者自身によって作成されたものである必要はない。
第 10 条　本細則の改廃は，理事会で決定し，総会に報告するものとする。

1. 本細則は平成 14 年 10 月 11 日から施行する。
2. 細則の一部を平成 16 年 07 月 15 日から改正する。
3. 細則の一部を平成 24 年 03 月 28 日から改正する。
4. 細則の一部を平成 25 年 09 月 21 日から改正する。
5. 細則の一部を令和元年 09 月 06 日から改正する。

14　日本農業経営学会倫理委員会細則

第１条　この細則は，日本農業経営学会倫理規程第８条に基づき，学会倫理委員会（以下，倫理委員会）の構成と運営に必要な事項を定める。
第２条　倫理委員会は，倫理委員会委員長（以下，倫理委員長）と若干名の倫理委員会委員（以下，倫理委員）で構成される。倫理委員長には副会長の一人が当たる。倫理委員には事務局担当の常任理事１名に加えて，会長が正会員の中から選出し，理事会に報告する。ただし，会長が対象の不正行為等への関与が疑われる場合には，倫理委員長が選出を代行する。
第３条　倫理委員の任期は，対象の不正行為等を調査する倫理委員会の設置から解散までとする。
第４条　倫理委員会は，理事会から付託された不正行為等の調査と認定を行う。
第５条　倫理委員は，対象の不正行為等の調査と認定に必要な業務を分担する。
第６条　倫理委員会は，理事会から付託を受けた日から起算して 90 日以内に，対象の不正行為等に対する調査と認定の結果を書面で理事会に報告する。
第７条　調査対象者の不服申立てに対して，理事会から再調査の付託があった場合，それを受けた日から起算して 30 日以内に，再調査の結果を書面で理事会へ報告する。
第８条　本細則の改廃は，理事会で決定し，総会に報告するものとする。

1. 本細則は令和 04 年 09 月 09 日から施行する。

１「農業経営研究」投稿要領

１．本誌は年４回（４，７，10，１月）刊行とする。
２．投稿は会員に限り，共同執筆者に会員以外を含めうるが，代表執筆者は会員とする。
３．投稿原稿は，未発表のものに限る。
４．投稿原稿の様式は，和文の場合，Ａ４判の用紙を使用し，横書１画１字，英文と数字は１画２字を原則とし，２段組で，左 23 字，中１字空白，右 23 字，左右各 51 行打ちとする。英文の場合は，Ａ４判の用紙にダブルスペースで１枚 28 行，１行 10～15 単語とする。なお，原稿は，必ずネイティブ・スピーカーあるいはそれに準じた人の校閲を受けたものにする。
５．原稿の種類と枚数は，和文の場合，研究論文，シンポジウム論文，シンポジウム報告および総説は図表を含め刷上り 10 頁，技術論文は図表を含め刷上り９頁，分科会報告，実践記録，研究動向及び誌上討論は図表を含め刷上り４頁，書評は刷上り１ないし２頁，図書・資料紹介は刷上り 0.5 頁，用語解説は刷上り 0.5～１頁，各以内とする。英文の場合は図表を含め，研究論文及びシンポジウム論文，シンポジウム報告は，刷上り 11 頁（投稿原稿 17 枚），分科会報告は刷上り５頁（同７枚），各以内とする。
６．技術論文，報告論文および翻訳論文の投稿については，別途要領を定める。
７．研究論文・技術論文の場合は，審査料５千円，掲載料２万円（学生会員のみのとき５千円）を徴収する。また，既定頁数を超えた場合，１頁につき２万円を徴収する。報告論文の場合は，審査料として５千円，掲載料として学会誌１枚につき５千円（学生会員のみのとき１頁につき２千円）を徴収する。翻訳論文の場合は，掲載料として５千円を徴収する。
８．本文中の見出番号はⅠ…，１…，(1)…，1)の順とし，注は文中の 注）で通し番号をつけ各節末にまとめる。句読点は全角の「，」及び「。」を用いる。
９．引用文献は編集委員会が示す書式見本のとおりとする。また，数式は，上下に充分なスペースをとる。
10．図表は別紙へ明瞭に書き，タイトルは図の下および表の上に記し，挿入箇所を本文欄外に指示する。図・表とも刷上りを考慮のうえ縮約に努める。図表は基本的に白黒で作成し，写真，地図およびその他編集委員会が認めた場合のみカラーを可とする。
11．研究論文，シンポジウム論文，総説，技術論文，翻訳論文およびシンポジウム報告には，300 単語以内の英文サマリー（Ａ４判の用紙にダブルスペースでタイプ）及び和訳を添付する。また，和文キーワードとそれらに対応した英文キーワードをそれぞれ５つまで（英文論文の場合は英文キーワードのみ５つまで）記入する。
12．原稿には，題名とその英文，執筆者氏名とそのローマ字表記，及び，所属機関名とその英文，研究論文，シンポジウム論文，技術論文，翻訳論文については１名の責任著者及び責任著者の長期間連絡が可能な email アドレスを明記した表紙を作成し，本文１頁目には題名のみ記載する。サマリーについても同様に，執筆者氏名と所属機関名を本文中に記載しない。また，自己の著作物を引用する場合，「筆者」「拙著」「拙稿」等の表現を避け，著者の姓名を用いるものとする。研究資金や引用文献に関して投稿者が特定される付記，記載は行わず，必要あれば審査終了後に追記するものとする。
13．原稿は学会ホームページに示す方法により提出する。研究論文には，書式にしたがって作成した「研究論文投稿票」を添付する。「研究論文投稿票」の書式は学会ホームページに掲載するものを用いる。原稿提出時には，電子ファイルを添付する。ファイル名には，投稿者の名前とファイルの内容を付ける（例：佐藤本文.docx，鈴木サマリー.docx，田中図表.xlsx，山本表紙.docx 等）。
14．受け付けた原稿に対し，常任編集委員会が決定した２名以上の審査員で，ダブル・ブラインドによる審査を行う。採否については，常任編集委員会において，審査結果を踏まえて決定する。
15．修正原稿が投稿者から正当な理由なく予め定めた期限内に送られてこない場合や審査期間が原稿の受付日から数えて概ね１年以上になる場合は，常任編集委員会で協議の上，原則として審査を中止して再投稿扱いとする。ただし，常任編集委員会が認めた場合はこの限りではない。
16．「別刷」は作成しない。
17．会誌採録原稿は，著作権の行使（電子化での公開を含む），及び複写権の行使を学会に委任

するものとする。

1983 年 10 月 22 日 施行
2000 年 02 月 01 日 一部改正
2000 年 02 月 06 日 一部改正
2001 年 04 月 22 日 一部改正
2003 年 10 月 03 日 一部改正
2003 年 12 月 13 日 一部改正
2004 年 07 月 15 日 一部改正
2005 年 07 月 16 日 一部改正
2005 年 09 月 15 日 一部改正
2005 年 12 月 03 日 一部改正
2007 年 07 月 29 日 一部改正
2008 年 09 月 18 日 一部改正
2012 年 04 月 01 日 一部改正
2013 年 09 月 21 日 一部改正
2014 年 09 月 20 日 一部改正
2017 年 03 月 27 日 一部改正
2019 年 09 月 06 日 一部改正
2021 年 09 月 07 日 一部改正
2022 年 09 月 09 日 一部改正
2023 年 03 月 26 日 一部改正
2024 年 03 月 24 日 一部改正

２「技術論文」投稿要領

１．技術論文の対象

農業経営に係わる経営分析，経営管理，経営調査，マーケティング，地域計画等の手法などの支援技術（コンピュータプログラムを含む）の提案や実証結果をとりまとめた論文で，下記の①～④の何れかの内容を含んでいるものとする。

①新たな手法開発により現場の問題解決を図るもの。
②既存の手法の改良や組み合わせにより現場の問題解決を図るもの。
③既存の手法を新たな分野に適用して現場の問題解決を図るもの。
④手法の現場への適用を通じて，適用上の問題点の把握や改善方策等を提示し，今後の手法開発などに寄与するもの。

２．原稿の執筆

原稿の書式は，研究論文に準じる。ページ数は図表込み学会誌刷り上がり９頁とする。なお，原稿は，必ずネイティブ・スピーカーあるいはそれに準じた人の校閲を受けたものとする。投稿は，電子メールに技術論文原稿と投稿票の電子ファイルを添付して提出する。原稿は学会ホームページに示す方法により提出する。

３．審査

審査は，研究論文の審査に準じ，論文掲載の決定は常任編集委員会において行う。

1. 2004 年 07 月 15 日施行
2. 2005 年 07 月 16 日 一部改正
3. 2005 年 09 月 15 日 一部改正
4. 2008 年 09 月 10 日 一部改正
5. 2013 年 09 月 21 日 一部改正
6. 2019 年 09 月 25 日 一部改正
7. 2022 年 09 月 09 日 一部改正
8. 2023 年 03 月 26 日 一部改正
9. 2024 年 03 月 24 日 一部改正

3「報告論文」投稿要領

1．報告論文の投稿資格者は，投稿の意思表示をした個別報告会または分科会で報告した者とする。
2．報告論文投稿の意思表示は，個別報告会または分科会の応募時に行う。
3．投稿資格を得たものは，大会終了後，2 週間以内に，学会事務局が示す報告論文書式にしたがって作成した報告論文原稿と投稿票の PDF ファイルを学会ホームページに示す方法により提出する。この期日内に提出されたもののみ審査対象とする。なお，投稿を取り止める場合は，学会事務局まで速やかに申し出る。
4．報告論文の審査は，原則として審査員 2 名で行い，論文掲載の決定は常任編集委員会において行う。但し，当該投稿論文の執筆者に常任編集委員が含まれる場合は，それらの者を除く常任編集委員の合議により決定する。
5．審査終了後の原稿は，審査員および常任編集委員会が修正を要求した箇所以外に，常任編集委員会の承諾なしに変更を加えてはならない。
6．図表を含め刷り上り原則 4 頁とし，最長で 6 頁までとする。但し，組版の段相で印刷所の判断により超過した場合はこの限りでない。なお，報告論文書式は，個別報告予稿原稿書式とは異なるので注意する。
7．「別刷」は作成しない。

1. 2000 年 02 月 01 日 施行
2. 2001 年 04 月 22 日 一部改正
3. 2002 年 04 月 27 日 一部改正
4. 2003 年 10 月 03 日 一部改正
5. 2005 年 09 月 15 日 一部改正
6. 2007 年 09 月 12 日 一部改正
7. 2008 年 09 月 10 日 一部改正
8. 2009 年 10 月 17 日 一部改正
9. 2011 年 09 月 08 日 一部改正
10. 2014 年 09 月 20 日 一部改正
11. 2023 年 03 月 26 日 一部改正
12. 2024 年 03 月 24 日 一部改正

4「翻訳論文」投稿要領

1．翻訳論文の対象

本会学会誌『農業経営研究』に掲載された研究論文，技術論文，シンポジウム論文，総説（以下では「原著」とする）を，英文（または和文）に翻訳して，翻訳論文として投稿することができる。投稿資格者は，原著の著者とする。また，翻訳論文の著者は，原著の内容を忠実に翻訳しなくてはならない。なお，翻訳論文は二次出版（secondary publication）にあたる。二次出版とは，主たる使用言語が異なる読者層のために，原著出版（一次出版，primary publication）をその執筆言語とは異なる言語に翻訳した出版である。

2．原稿の執筆

原稿の書式は，学会事務局が示す翻訳論文書式にしたがう。表題，図表を含め，翻訳を超えた原著の内容改変は，認められない。投稿者は，原著のコピーを添付する。原著は，必ずネイティブ・スピーカーあるいはそれに準じた人の校閲を受け，投稿票に添えて，校閲を受けたことを証明できる書類を提出する。表題の末尾に「（Translated）」と付した上で，1 頁目の上部に「Translated from *Japanese journal of Farm Management*, Vol.〇, No.〇, 年, pp.〇—〇」と原著の出典を示す。

3．審査

審査論文掲載の決定は常任編集委員会において行う。

4．公表

公表は，学会ホームページおよび本誌 J-Stage（J-Stage は当面 Vol.47 以降）上にて，原著と対応する巻号において行う。なお，翻訳論文は J-Stage の電子付録として公開されるため，デ

ジタルオブジェクト識別子（Digital Object Identifier：DOI）は付与されない。
５．「別刷」は作成しない。

1.2014 年 09 月 20 日 施行

2.2022 年 09 月 09 日 一部改正

５ 審査要領（研究論文・技術論文）

1.2010 年 09 月 16 日 施行
2.2012 年 04 月 01 日 一部改正
3.2020 年 08 月 27 日 一部改正
4.2021 年 09 月 07 日 一部改正

６ 報告論文審査要領

1.2011 年 09 月 08 日 施行
2.2023 年 03 月 26 日 一部改正

７ 翻訳論文審査要領

1.2014 年 09 月 20 日 施行

８ 個別報告申し込み要領

１．個別報告は，会員に限り，共同報告者に会員以外を含めるが，代表報告者は会員とする。なお，報告者が代表（トップネーム）となる個別報告は 1 報告に限る。
２．個別報告希望者は，指定された期日までに，「個別報告申込書」と「個別報告予稿原稿」を学会事務局が指示する方法で提出する。「個別報告予稿原稿」については，別途要領を定める。

1.2003 年 10 月 03 日 施行
2.2010 年 04 月 01 日一部改正
3.2014 年 09 月 20 日 一部改正
4.2023 年 03 月 26 日 一部改正

９ 個別報告予稿原稿作成要領

１．個別報告申込時に提出する予稿原稿は，以下に基づいて作成する。
２．用紙及び枚数は，A4 用紙を使用し，図表を含め刷上がり 2 頁とする。
３．書式は，学会ホームページ等で示した和文見本，英文見本にしたがうこと。原則として，和文は，横書 1 画 1 字，1 頁あたり 1 行 42 字，40 行打ちとする。英文は 1 画 2 字とし，1 頁当たり 40 行打ちとする。頁番号は付けない。
４．原稿は，個別報告申込書とともに，電子メールで学会事務局に提出する。
５．予稿原稿は，論文として体裁の整った完成原稿であること。
６．研究大会報告要旨集への掲載は，写真製版を用いることから，印字，図表等は鮮明なものとする。

1.2000 年 02 月 01 日 施行

2. 2002 年 08 月 15 日 一部改正
3. 2003 年 10 月 3 日 一部改正
4. 2003 年 12 月 13 日 一部改正
5. 2005 年 05 月 15 日 一部改正
6. 2007 年 03 月 28 日 一部改正
7. 2008 年 03 月 26 日 一部改正
8. 2014 年 09 月 20 日 一部改正

10 個別報告座長選出委員会設置要領

１．個別報告の座長を広い視野から選定し，的確な座長の配置を行う。
２．理事及び編集委員の中から事務局理事（総務担当，編集担当，報告論文担当理事） を含む 5～6 名で構成する。
３．個別報告締切後，1 週間をめどに委員会を開催し，個別報告の会場配分，座長の選定，及び座長を引き受けてもらうための交渉を行う。

1. 2003 年 10 月 03 日 施行

11 研究論文審査細目

1. 2010 年 09 月 16 日 施行

12 技術論文審査細目

1. 2010 年 09 月 16 日 施行

13 報告論文審査細目

1. 2011 年 09 月 08 日 施行